

京極運輸商事株式会社 < 2024年度 運輸安全マネジメント実施結果 >

項目	計画	実施結果・実施内容
目標	1. 目標 <交通事故の減少目標> ・重大事故 0件(前年0件) ※自動車事故報告規則第2条に規定する事故 ・人身事故 0件(前年0件) ・物損事故 7件以内(前年14件、前年比50%減)	1. 結果 <交通事故の発生件数> ・重大事故 0件(前年0件) ※自動車事故報告規則第2条に規定する事故。 ・人身事故 0件(前年0件) ・物損事故 28件(前年14件、前年比200%増)
	2. 輸送の安全に関する投資額 ・2024年度 予算額 2,406万円	2. 輸送の安全に関する投資実績 ・研修会開催費用(出勤手当、外部講師・会場使用料等) 177万円 ・秋季安全研修実施費用 6万円 ・アルコールチェッカーメンテナンス費用 9式 77万円 ・車載端末更新(リース、保守費用) 228台 1293万円 ・IT点呼(保守費用) 16万円 ・バックアイカメラ導入費用 11式 61万円 投資実績 合計 1630万円
	3. 輸送の安全に係わる表彰 ・2024年度 予算額 250万円	3. 輸送の安全に係わる表彰実績 ・連続無事故 褒賞金等 101万円 ・優秀運転職ドライビング技能表彰 副賞 0万円 表彰額 合計 101万円
計画	1. 労使による安全委員会を全社及び各事業所に設け、発生した事故の原因分析、予防対策、輸送の安全に関する情報を共有するために、定期的又は必要に応じ適宜開催する。	1. 安全委員会等 ・中央安全衛生委員会 8/7開催…議題「2023年度実施結果」、「2024年度の計画」等について、説明、意見交換を実施。
	2. 貨物自動車運送安全性評価事業(Gマーク)の更新	2. Gマーク更新 2024年度更新:川崎支店第二車庫(新規)、営業部蔵王事業所(更新6回目)、営業部倉敷事業所(更新4回目)
	3. 健康管理の推進	3. 健康診断・各種診断、血圧測定等の実施 ・健康診断の年2回(春・秋)の受診 …春・秋輸送部門 100%実施。(延べ428名) ・SASスクリーニング検査 …治療中の21名を除く179名受診(要検査 D判定=8名、要精密検査 E判定=0名、治療開始=2名) ・血圧測定運転職全員に義務付け …重症(上180以上・下110以上) 34回検出(前年比+10回) 中等症(上160以上180未満・下100以上110未満) 311回検出(前年比+176回) 出勤測定人員/1日平均185名 中等症以上の検出人数/年間40人(前年比-6人)⇒経過観察 (他、高血圧治療中6名)
	4. ドライバーの研修・教育 研修会を年10回実施する	4. ドライバー向け研修会 ・支店主催 ・京葉支店:石油・化学合同 9/28開催 33名参加 「漏洩トラブル時の対策訓練」を実施。 ・川崎支店:石油・化学合同 9/28開催 36名参加 「荷卸作業訓練」、「漏洩時の対処訓練」を実施。 ・鹿島支店: 9/28開催 28名参加 「車両点検及びトレーラー連結訓練」、「漏洩時の対処訓練」を実施。 ・倉庫事業部 11/16・3/15開催 33名参加 「トヨタL&F神奈川(株)によるフォークリフトコンテスト」を実施。 ・本社・支店共催 ・京葉、鹿島支店、事業所合同 5/12開催、川崎支店:石油・化学合同 5/26開催 ※コロナウイルス感染防止対策を講じて実施。 ・各事業所 ・富士事業所 11/27開催…6名参加 ・倉敷・蔵王・白井事業所:支店研修会に参加 ・本社主催 ・職長・班長研修会10/19開催 56名参加 行動基準「誠実な対応」についてグループディスカッションを実施した。
	5. 計画に基づいた教育を実施する。	5. 乗務員の勤務状況に応じて月一回教育実施 ・国交省告示の「事業者がドライバーに対して行う一般的な指導及び監督の指針」に基づく12項目の教育を各部署で実施。
	6. 飲酒運転を防止する。	6. 点呼時、アルコール検知器によるアルコールチェックを実施。 ・「飲酒運転防止規定」による飲酒運転防止を継続実施⇒2024年度のアルコールチェック抵触者:4名(5回)前年比20%減、その他飲食等による検知者:19名 ・アルコール検知器の保守校正契約を締結し、精度の維持管理に努めている。
	7. 危険への感受性を高める。	7. 危険予知活動の定着を図った ⇒ 安全教育「ロジポケ」を契約。e-ラーニング方式で危険予知動画を個別に視聴した。
	8. 輸送の安全にかかわる公的行事等を計画する。 ①春の全国交通安全運動(4/6~15)、②秋の全国交通安全運動(9/21~30) ③全国安全週間(準備6/1~30、実施7/1~7)、④全国労働衛生週間(準備9/1~30、実施10/1~7) ⑤年末年始の輸送等に関する安全総点検(12/10~1/10)	8. 公的行事…全て期間内に実施済み ・「秋の全国交通安全運動」に合わせて支店研修会を実施した。 ・「全国安全週間」時、役員等による職場巡回を実施した。 ・各支店・事業所で計画を作成・実施。社内の実施状況を取りまとめ報告(① 6/24、② 12/27、③ 9/2、④ 12/25)
	9. その他 ①全社5S運動の実施 ②免許・資格取得計画 ③適性診断の受診 ④外部講習会・研修会の受講推進 ⑤BCP訓練(事業継続計画)の実施 ⑥連続無事故、安全に対する取組推進者表彰 ⑦改善基準の遵守	9. その他 ①全社5S運動の実施⇒11/20~30「全社5S運動」準備期間、12月「全社5S運動」推進月間(推進月間に合わせ、社長による朝礼実施) ②免許・資格取得促進 運行管理者:4名、危険物乙種2類:1名、危険物乙種4類:3名、危険物乙種6類:3名 他資格・免許:15名 ③初任、適性診断、一般診断の確実な実施を図った。⇒初任診断24名、適性診断1名、一般診断118名受診 ④外部講習会・研修会の受講は、講習会2回、延べ66名の受講を実施。…11/16・3/15開催 倉庫事業部フォークリフト技能コンテスト ⑤BCP(事業継続計画) 12/11開催「安否確認訓練・AED操作訓練・各部・支店BCP対策発表&意見交流会」 ⑥連続無事故、安全に対する取組推進者表彰 連続無事故期間入社後1年及び5年毎に表彰実施 今年度表彰者 20名(15年:1名、10年:1名、5年:12名、1年:6名) ⑦改善基準の遵守(連続運転時間4時間以内) 矢崎デジタコプログラム変更を行い、3時間経過後10分置きにアラートを設定し乗務員へ注意喚起 ⑧年末年始の繁忙期に向けた役員による朝礼巡回の実施
評価	・評価及び改善は、年1回以上行なう。	・輸送安全会議にて、「2023年度実施結果の評価、2024年度の実施計画の内容」について評価・検討実施。

京極運輸商事株式会社 <2025年度 運輸安全マネジメント実施計画書>

項目	内 容	具体的な内容
方針	<p><わが社の輸送の安全に対する基本的な方針（公表事項）></p> <ol style="list-style-type: none"> 全従業員に対して、「輸送の安全の確保が最も重要である」という意識を徹底させ、その実現のため、経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み、絶えず安全性の向上を図る。 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社長又は経営トップが朝礼等で、『基本的な方針』をドライバー及び所員に展開する。
目標	<ol style="list-style-type: none"> 目 標 <交通事故の減少目標> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故 0 件（前年0件） ※自動車事故報告規則第2条に規定する事故 人身事故 0 件（前年0件） 物損事故 7 件以内（前年28件、前年比75%減） 輸送の安全に関する投資額 <ul style="list-style-type: none"> 2025年度 予算額 2,888 万円 輸送の安全に係わる表彰 <ul style="list-style-type: none"> 2025年度 予算額 250 万円 	<ol style="list-style-type: none"> 目 標 <交通事故の減少目標> <ul style="list-style-type: none"> 自動車事故報告規則第2条に規定する事故(重大事故)、人身事故は0件、物損事故は、前年比75%減を目標とする。 物損事故の定義は、構内、車庫内、道路上の事故で、社内で事故扱いになったもの。(コンタミ事故等の製品事故、労働災害は含まない。) 輸送の安全に関する投資額 <ul style="list-style-type: none"> 研修会開催費用（出勤手当、外部講師・会場使用料等） 195 万円 ・IT点呼(保守費用) 16 万円 アルコールチェッカーメンテナンス費用 9式 77 万円 ・車載端末更新(リース、保守費用) 228台 2600 万円 輸送の安全に係わる表彰 <ul style="list-style-type: none"> 連続無事故 褒賞金等 200 万円 優秀運転職ドライビング技能表彰、優秀技能職表彰、優秀運行／整備管理者表彰 副賞 50 万円
計画	<ol style="list-style-type: none"> 労使による安全委員会を本社及び各事業所に設け、発生した事故の原因分析、予防対策、輸送の安全に関する情報を共有するために、定期的又は必要に応じ適宜開催する。 貨物自動車運送安全性評価事業（Gマーク）の更新 健康管理の推進 ドライバーの研修・教育 研修会を年9回実施する 計画に基づいた教育を実施する。 飲酒運転を防止する。 危険への感受性を高める。 輸送の安全にかかわる公的行事等を計画する。 <ul style="list-style-type: none"> ①春の全国交通安全運動（4/6～15）、②秋の全国交通安全運動（9/21～30） ③全国安全週間（準備 6/1～30、実施 7/1～7）、④全国労働衛生週間（準備 9/1～30、実施 10/1～7） ⑤年末年始の輸送等に関する安全総点検（12/10～1/10） その他 	<ol style="list-style-type: none"> 中央安全衛生委員会、地区安全衛生委員会を開催する。また、事故速報・事故報告書の情報を関係部所に速やかに開示する。 Gマーク更新 白井事業所 健康診断・各種診断、血圧測定等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①健康診断の年2回(春・秋)の受診の継続実施 ②睡眠時無呼吸症候群(SAS)検診の運転職全員の受診(治療中の者を除く) ③乗務前点呼時の血圧測定の継続実施 ドライバー向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> 支店主催 ・京葉支店:石油・化学合同 1回/年、川崎支店:石油・化学合同 1回/年、鹿島支店・蔵王合同: 1回/年 本社・支店共催 ・京葉/白井/本社合同 1回/年、川崎/倉敷/富士/本社合同 1回/年、鹿島/蔵王/本社合同 1回/年 本社・事業所共催 ・倉敷事業所 1回/年、白井事業所 1回/年、富士事業所 1回/年 国交省告示の「事業者がドライバーに対して行う一般的な指導及び監督の指針」に基づく、1 2 項目の教育を各支店・事業所で実施する。 点呼時、アルコール検知器によるアルコールチェックを実施する。 危険予知活動の定着を図る ⇒ 安全教育「ロジボケ」を導入、各支店にて活用する。 各支店・事業所で計画を作成し、実施結果を本社宛に報告しチェックする。 <ul style="list-style-type: none"> 適宜、役員による職場巡回、朝礼を実施する。 その他 <ul style="list-style-type: none"> ①全社5S運動の実施 ②免許・資格取得計画 ③適性診断の受診 ④外部講習会・研修会の受講推進 ⑤BCP訓練(事業継続計画)の実施 ⑥連続無事故、安全に対する取組推進者表彰 ⑦改善基準の遵守
運輸安全マネジメントの的確な実施	<ol style="list-style-type: none"> 安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進める。 安全マネジメントを実施するに当たり、相互に密接に関連する他の事業者がある場合は、緊密に協力し安全性の向上に努める。 協力会社を利用する事業者は、当該協力会社の安全マネジメントを阻害することのないよう配慮すると共に、可能な限り協力するよう努める。 	<ol style="list-style-type: none"> 評価及び改善は、輸送安全会議等で年1回以上行う。計画の作成は、年1回行い、次年度の計画とする。 協力会社の研修会等に、可能な限り参加する。 協力会社の安全マネジメントについて、可能な限り協力する。
事故発生時改善策	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故・災害の発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の 取り締まり等を受けた場合は、速やかに、原因を分析し、改善策を立て、全社的に教育・研修を実施し、再発の防止を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 乗務員教育について、全社共通の「乗務員教育ブック」(積載品・ローリーに係わる基礎知識、正しい作業方法、安全運転、車両の整備、緊急時の措置等の教育内容の明文化)・「教育要領」(教育計画、添乗指導、見極め判定等の明確化)を更に見直し、事故防止を図る。 添乗教育・積場パトロールを推進する。 ・適時、適性診断を実施する。
情報公開等	<ol style="list-style-type: none"> 当社は、事業年度毎の開始後100日以内に、当社ホームページ上に下記の輸送の安全に関する事項を掲載する。 <ul style="list-style-type: none"> ①基本的な方針 ②目標及び当該目標の達成状況 ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数） ④組織体制及び指揮命令系統 ⑤重点施策 ⑥計画 ⑦事故・災害等に関する報告連絡体制 ⑧教育及び研修の計画 ⑨内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容 当社は、輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なく当社ホームページ上に公表する。 <ul style="list-style-type: none"> ①輸送の安全確保命令 ②事業改善命令 ③自動車その他の輸送施設の停止処分 ④事業停止処分 	<ul style="list-style-type: none"> 社外向けに、ホームページに掲載する。 社内向けに、ドライバー控室、事務所に掲載する。 <ul style="list-style-type: none"> ①～⑨は、項目毎に内容を記入する。 公表期間 <ol style="list-style-type: none"> 次年度の情報の公表を行うまでの期間 当該行政処分を受けた日から3年間
記録の管理	<ol style="list-style-type: none"> マネジメントの実施状況がわかるように記録、保存する。 <ul style="list-style-type: none"> 輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、チェック（評価）の結果（目標の達成状況）、その他輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め保存する。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理規程第十九条（輸送の安全に関する記録の管理等）に基づく。 <ul style="list-style-type: none"> 年度毎にファイルに纏め経営企画部が5年間保存。